

平成28年5月24日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官 松井亜香子

平成28年(ホ)第531号 不当利得返還請求控訴事件

(原審 東京地方裁判所平成27年(ワ)第7081号)

口頭弁論終結日 平成28年4月12日

判 決

控 訴 人

訴訟代理人弁護士

同

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 控 訴 人

代表者代表取締役

訴訟代理人弁護士

八 下 田

青 江

ア コ ム

木 下

学

英 俊

株 式 会 社

盛 好

主 文

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、212万8018円及びうち184万3533円に対する平成25年8月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 この判決の2項は、仮に執行することができる。

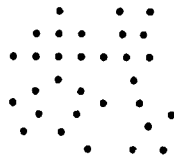
事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

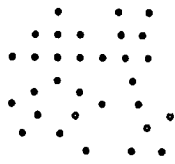
- 1 本件は、貸金業者である被控訴人との間において、平成4年11月16日から平成25年8月1日までの間、利息制限法所定の制限利率を超える約定利率



により借入れと返済を繰り返す継続的金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）をしていた控訴人が、利息の弁済として支払った金員のうち、同法所定の制限利率による利息額を超える部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当して計算すると、既に元利金を完済して過払を生じており、かつ、被控訴人は過払金の取得につき悪意の受益者に当たると主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元本234万7259円及び平成25年8月1日までに発生した民法704条前段所定の利息31万4282円並びに上記過払金元本に対する同月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

被控訴人は、本件取引の経過をみると、本件取引は、①平成4年11月16日から平成9年7月31日までの間の取引（以下「第1取引」という。）、②平成10年7月30日から平成15年10月31日までの間の取引（以下「第2取引」という。）及び③平成17年5月13日から平成25年8月1日までの間の取引（以下「第3取引」という。）に分けられるところ、第1取引、第2取引及び第3取引は別個の取引であるため、第1取引及び第2取引における過払金は第3取引の借入金債務に充当されず、第2取引が終了した平成15年10月31日までに生じた控訴人の過払金返還請求権は消滅時効が成立しているから、被控訴人はその範囲で不当利得返還債務を負わないと主張するとともに、また、第3取引については、その開始に当たり、被控訴人は、控訴人に対し、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律17条所定の記載事項を記載した書面を交付しているから、被控訴人は、制限利息超過部分を利息として取得することにつき、法律上の原因がないことを知っていたとはいえないと主張した。

2 原審は、第1取引及び第2取引と第3取引との関係について前記1の被控訴人の主張と同旨の判断をし、また、被控訴人主張の消滅時効の成立を認め、控訴人の請求につき、第3取引における過払金元本50万3726円及び同元本



に係る平成25年8月1日までに発生した民法704条前段所定の利息2万9797円並びに同元本に対する同月2日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で認容した。

そこで、原審の上記判断及び消滅時効の成立を認めた部分を不服とする控訴人が、控訴人の本訴請求を全部認容する内容の判決を求めて控訴した（なお、控訴状記載の控訴の趣旨は、原判決を変更して、控訴人の本訴請求を全部認容することを求める内容のものであるが、主文記載の判決と趣旨は同じである。）。

### 3 前提事実

以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実」中の「第2 事案の概要等」の「2 前提事実（争いのない事実及び当裁判所に顕著な事実）」に記載のとおり（ただし、引用中の各「別紙」をいずれも「原判決別紙」と改める。）であるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁19行目末尾の後に改行して以下のとおり加える。

「(3) 控訴人と被控訴人との間の原判決別紙1記載の本件取引は、取引の継続状況の観点から、①平成4年11月16日から平成9年7月31日までの間の第1取引、②平成10年7月30日から平成15年10月31日までの間の第2取引及び③平成17年5月13日から平成25年8月1日までの間の第3取引の三つの取引期間に分けられる。」

(2) 原判決2頁20行目冒頭の「(3)」を「(4)」と改める。

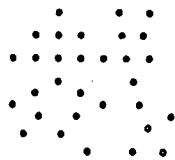
### 4 争点

(1) 第1取引ないし第3取引は1個の基本契約に基づく連続した貸付取引であると評価でき、第1取引及び第2取引における過払金を第3取引の借入金債務に充当する旨の合意が当事者間に存在すると認められるか（争点1）。

(2) 被控訴人は悪意の不当利得者か（争点2）。

### 5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1に係る控訴人の主張



次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実」中の「第2 事案の概要等」の「3 争点と当事者の主張」の(1)の「(原告の主張)」(原判決4頁23行目から6頁25行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

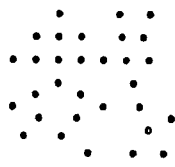
ア 原判決4頁25行目の「甲8」の後に「。以下「本件基本契約書」という。」を加え、同頁26行目の「甲9」を「平成5年4月30日付変更契約書(甲9。以下「変更契約書」という。)」と改める。

イ 原判決5頁5行目の「第1カード」を「キャッシュカード(以下「第1カード」という。)」と、同頁6行目の「第2カード」を「新しいキャッシュカード(以下「第2カード」という。)」と、同頁8行目の「店頭」を「店舗の窓口」と、同行から9行目にかけての「都合の良い方」を「都合のよい店舗の窓口で入出金する方法」と、同頁11行目の「新しいカードの発行」を「第2カードの発行」とそれぞれ改め、同頁16行目から17行目にかけての「発行があっても、」の後に「基本契約上、カード取引と店舗の窓口における取引とは区別されてはならず、」を、同頁26行目末尾に「上記の取引空白期間は」をそれぞれ加える。

ウ 原判決6頁15行目の「乙11」の後に「の与信設定履歴データ」を、同頁20行目の「作成されておらず、」の後に「本人確認の資料も徴求されず、」を、同頁24行目末尾の後に改行して以下のとおりそれぞれ加える。

「(カ) 第3取引の契約番号の9桁及び10桁が「01」であることから、当初の基本契約が継続していることが裏付けられている。

(キ) 本件取引の借入限度額及び約定利率は、第1取引開始時が50万円及び29.20%、変更契約書により80万円及び27.375%、第3取引開始時に200万円及び25.55%となり、控訴人の取引実績に応じて段階的に、利用限度額は増額され、利率は優遇されてき



ている。以上の取引実態を考慮すると、第1取引ないし第3取引は、別個のものとして評価すべきではない。」

(2) 争点1に係る被控訴人の主張

次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実」中の「第2 事案の概要等」の「3 争点と当事者の主張」の(1)の「(被告の主張)」(原判決3頁2行目から4頁21行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決3頁2行目から8行目までを以下のとおり改める。

「ア 第1取引、第2取引及び第3取引は、以下の理由により、それぞれ独立した取引である。」

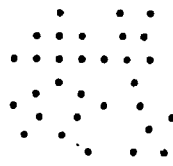
イ 原判決3頁12行目の「キャッシュカード」を「第1カード」と改め、同頁13行目の「、以下「第1カード」という。」を削り、同頁24行目及び26行目の各「店頭」をいずれも「店舗の窓口」と改める。

ウ 原判決4頁9行目の「キャッシュカード(」の後に「第2カード。」を加え、同行から同頁10行目にかけての「、以下「第2カードという。」を削り、同行末尾の後に改行して以下のとおり加える。

「(エ) 控訴人の本件取引におけるカード使用状況は、第1取引においては第1カードが発行されてそれが使用され、第2取引においてはキャッシュカードの発行はなく、第3取引においては第2カードが発行されてそれが使用されたというように、第1取引ないし第3取引においてそれぞれ全く異なるものである。これは、控訴人が、第1取引ないし第3取引を連続したものと認識していなかったことの現れである。」

エ 原判決4頁11行目冒頭の「(エ)」を「(オ)」と、同頁16行目冒頭の「(オ)」を「(カ)」と、同頁19行目冒頭の「(カ)」を「(キ)」とそれぞれ改め、同頁20行目及び21行目を削る。

(3) 争点2に係る当事者の主張



原判決の「事実」中の「第2 事案の概要等」の「3 争点と当事者の主張」の(2) (原判決7頁2行目から7頁10行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、第1取引ないし第3取引は1個の基本契約に基づく連続した貸付取引であり、当事者間に第1取引及び第2取引における過払金を第3取引の借入金債務に充当する旨の合意が存在し(争点1)、被控訴人は悪意の不当利得者に当たる(争点2)ものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

#### 2 争点1について

##### (1) 認定事実

前記第2の3の前提事実(以下、単に「前提事実」という。)及び掲記の証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 第1取引(甲7, 8の1及び2, 乙8, 9の1ないし8, 12)

(ア) 控訴人は、平成4年11月16日、被控訴人との間で、本件基本契約書により借入金額スライドリボルビング方式によるカードローン基本契約(契約番号0576264701-01。以下「本件基本契約」という。)を締結した。利用限度額は50万円、借入利率は年29.20%、遅延損害金は年率36.50%であった。

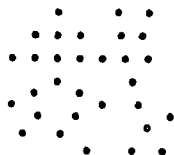
(イ) 本件基本契約の主な内容は、以下のとおりである。

##### a 契約極度額及び利用限度額(1条)

申込・契約者(以下「会員」という。)は、契約極度額の範囲内で繰り返し借入れができる。

契約極度額は、申込者の申込極度額の範囲内で被控訴人が決定し、会員に通知するものとする。

上記にかかわらず、被控訴人が債権保全上必要と認めたときは、利用限度額を減額し、あるいは新たな貸出を中止することがある。



利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は、減額の範囲で増額する。

b 借入方法（2条）

被控訴人の店舗への来店，被控訴人及び被控訴人指定のATM，CDによる借入れ，又は会員の金融機関等の口座への送金による借入れのいずれかとする。

c 借入利息の計算方法

借入残高×利率÷365日×各回の利用日数

d 返済方法（契約書表）

被控訴人の店舗への持参による返済，被控訴人の現金自動借入返済機（ATM）による返済，被控訴人の指定する金融機関等への送金による返済のいずれかとする。

e 返済期日（契約書表）

毎月末日

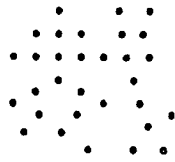
f 各回の返済金額（契約書表）

借入金額10万円以下の場合は4000円以上，借入金額20万円以下の場合は8000円以上，借入金額30万円以下の場合は1万2000円以上，借入金額が30万円を超えて10万円増すごとに4000円を追加する。

追加借入れをしたときは，その直前の借入残高と追加借入金額との合計額を借入金額とする。

g 利用有効期間（3条）

本契約に基づくカードローンの借入れができる期間は，契約成立の日から3年間とする。ただし，当事者の一方から期間満了日までに何らの申出のないときは，更に3年間自動更新するものとし，その後も同様とする。



#### h 期限の利益喪失（6条）

会員に、①本契約に基づく返済を怠ったとき、②被控訴人に対する他の債務の履行を怠ったとき、③強制執行、破産等の法的手続がとられたとき、その他信用状況に重大な変化があったとき、④下記 i の届出を怠ったとき、あるいは所在が不明になったとき、⑤申込書等の記載事項に虚偽のあることが判明したとき、⑥会員が死亡したとき、以上の事態が一つでも生じ、被控訴人が必要と認める場合は、被控訴人から通知、催告がなくても、被控訴人に対する一切の債務について、当然期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとする。

#### i 届出（5条）

会員は、氏名、住所又は勤務先に変更があった場合は、すみやかに被控訴人に届け出るものとする。

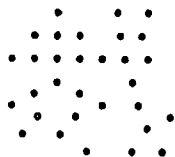
(ウ) 控訴人は、平成5年4月30日、被控訴人との間において、変更契約書を取り交わし、前記(ア)の本件基本契約における貸付条件のうち、利用限度額を80万円、借入利率を年27.375%と変更した（以下、この契約を「変更契約」という。）。その余の契約内容は、本件基本契約に従うものとされている。変更契約における控訴人の契約番号は、0576264701-02である。

(エ) 第1取引における控訴人の取引態様は、平成6年10月27日までの間は、主に第1カードを使用してATMで借入れ及び返済をし、同日以降は、第1カードを使わずに、店舗の窓口で借入れ及び返済をするというものであった。

(オ) 控訴人は、被控訴人に対し、平成9年7月31日、約定利率により計算された同日時点の第1取引の借入金残債務（利息債務を含む1万7262円）を完済した。

#### イ 第2取引（乙4、6ないし8）





(ア) 控訴人は、第1取引に係る最後の返済をした平成9年7月31日からほぼ1年が経過した平成10年7月30日、被控訴人から借入れをした。その際、控訴人は、被控訴人に対し、氏名、住所、勤務先、家族、就労状況等を記入した会員登録票を提出し、自動車運転免許証を提示した。また、被控訴人は、同日、第1カードの失効手続をした。

(イ) 第2取引における控訴人の取引態様は、キャッシュカードを使わずに、全て被控訴人の店舗の窓口で借入れ及び返済をするというものであった。

(ウ) 控訴人は、被控訴人に対し、平成15年10月31日、約定利率により計算された同日当時の第2取引の借入金残債務（利息債務を含む24万9643円）を完済した。

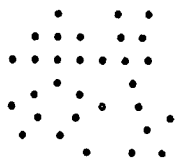
ウ 第3取引（甲7、乙2、3の1ないし10、5、8、12）

(ア) 控訴人は、第2取引に係る最後の返済をした平成15年10月31日から約1年7か月後の平成17年5月13日、被控訴人から借入れをした。この借入れに先立ち、控訴人は、被控訴人に対し、「お支払に関する連絡先の届出書」を提出し、第2カードの交付を受けた。控訴人は、第2カードを使って、ATM上で、利用限度額を200万円、借入利率を年25.550%、遅延損害金を年率29.200%とする変更手続をし、以上の変更内容とその余の契約内容は本件基本契約に従うこと、契約番号を「0576264701-03」と記載したご利用明細（乙2）が発行された。

(イ) 控訴人は、第3取引における全ての借入れ及び返済を、第2カードを使用してATMで行った。

エ 契約番号の構成（甲10）

被控訴人における契約番号は12桁で構成されているところ、その頭から8桁は新規契約時のカード番号であり、その9桁及び10桁は基本契約



を交わした回数を表し、11桁及び12桁は基本契約の一部内容を変更した回数を表している。

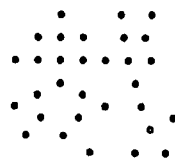
(2) 本件取引の連続性及び過払金充当合意の存否

ア 第1取引と第2取引の関係

前記(1)の認定事実(以下、単に「認定事実」という。)ア及びイによれば、第1取引の契約内容は、第1取引期間中に当初の本件基本契約のうち利用限度額及び貸付利率のみが変更された以外は、本件基本契約の内容のものであり、その変更された後の本件基本契約が第2取引にも引き継がれていること、控訴人は、第1取引期間中、当初は第1カードを使ってATMで借入れ及び返済を行っていたが、平成6年10月27日以降は被控訴人の店舗の窓口で借入れ及び返済を行い、この取引態様は第2取引期間中も続けられており、第1取引及び第2取引における各取引態様には継続性があることが認められ、以上の各取引態様はいずれも本件基本契約で定める取引方法である。第1取引と第2取引との間に約1年間の無取引期間があるが、その期間は第1取引が行われた約4年8か月の期間に比べて長いものとはいえない。第2取引開始時に、控訴人から被控訴人に対して会員登録票等が提出され、第1カードの失効手続がとられているが、これらは変更契約により一部貸付条件が変更された本件基本契約の本質的な部分を変更する事由に当たらないと解されるものである。以上のことに加えて、被控訴人において、第2取引開始時に新たな基本契約を締結したことの主張立証がないことを併せ鑑みると、第1取引及び第2取引は、いずれも変更契約により一部貸付条件が変更された本件基本契約に基づく貸付取引として行われたものであると認めることができる。

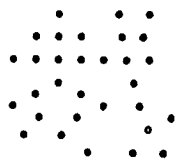
イ 第2取引と第3取引の関係

認定事実イないしエによれば、第3取引は、その開始時に利用限度額、貸付利率及び遅延損害金の割合が変更され、第2取引のそれと異なってい



るが、その余の契約内容はいずれも本件基本契約と同じものであることが認められる一方、上記の貸付限度額等の変更は、本件基本契約を本質的に変更するものとは解されない。取引態様については、第2取引では被控訴人の店舗の窓口で借入れ及び返済を行うものであり、第3取引では第2カードを使ってATMで借入れ及び返済を行うものとなっているが、いずれも本件基本契約で定める取引方法であり、第3取引における取引態様は、第1取引において当初行われていたのと同じ態様のものである。第2取引と第3取引との間には約1年7か月間の無取引期間があるが、その期間は、第1取引及び第2取引を通じての取引継続期間である11年1か月（無取引期間を除くと10年1か月）に比べて長いものとはいえない。第3取引開始の際、控訴人は、被控訴人に対し、「お支払に関する連絡先の届出書」を提出し、第2カードが新たに発行されているが、これらはいずれも新たな基本契約を締結したことを根拠づけるものではなく、また、本件基本契約の本質的部分を変更するものとは解されない。第3取引における控訴人の契約番号の頭から8桁部分は、本件基本契約と同一の番号であり、基本契約の締結回数を表すその9桁及び10桁部分は1回を示す「01」であり、基本契約の一部内容を変更した回数を表すその11桁及び12桁部分は、一部変更が2回あったことを示す「03」（当初の本件基本契約における控訴人の同桁の番号は「01」）となっており、控訴人の第1取引から第3取引を通じて行われた貸付条件の一部変更が2回あったことと符合するものである。以上のことに加えて、他に、第3取引開始時に新たな基本契約を締結したことをうかがわせる事情がないことを併せ鑑みると、第2取引及び第3取引は、いずれも基本的な部分は本件基本契約に基づく貸付取引として行われたものであると認めることができる。

ウ 以上によると、第1取引と第2取引は1個の基本契約に基づく連続した貸借取引であり、第2取引と第3取引も1個の基本契約に基づく連続した

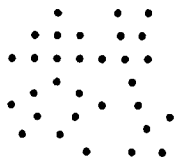


貸借取引であると解されるから、第1取引から第3取引を通じて、1個の連続した貸付取引であるといえることができる。

そして、認定事実ア(ア)によれば、本件基本契約は借入金額スライドリボルビング方式による貸付取引であり、控訴人は、本件基本契約（ただし、利用限度額及び貸付利率は、後の2回の契約変更による。以下同じ。）に基づき、利用限度額の範囲内で繰り返し被控訴人から金員を借り入れることができ、借入金の返済は、毎月末日に、被控訴人の店舗へ持参、ATMを使った返済又は被控訴人の指定する金融機関等へ送金して行うこととされ、毎月の返済額は借入金残額に応じて一定額以上に定められ、利息は、借入残高に基づき各回の利用日数に応じて計算することとされている。これによれば、本件取引における借入金債務の返済は、各貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、本件基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものと解されるのであり、弁済金の充当の対象となるのは、このような全体としての借入金債務であると解するのが相当である。そうすると、本件基本契約は、本件取引における各借入金債務に対する各返済金のうち、制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、その過払金を返済当時存在する本件取引における他の借入金債務に充当することはもとより、返済当時に他の本件取引における借入金債務が存在しないときでも、その後発生する本件取引における新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

エ 被控訴人は、第2取引と第3取引とは別個の貸付取引であるとし、第1取引及び第2取引における過払金を第3取引の借入金債務に充当することはできない旨主張するが、この点については前記アないしウで説示したとおりであるから、同主張を採用することはできない。

### (3) 消滅時効の成否



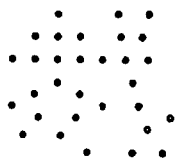
前記(2)で説示したとおり、本件取引である第1取引ないし第3取引は1個の基本契約に基づく継続的な貸付取引であり、第1取引及び第2取引における過払金を第3取引の借入金債務に充当する旨の合意があるものと認められるところ、当該充当合意においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金返還請求権を行使することは通常予定されていないものというべきであるから、当該充当合意を含む本件基本契約に基づく継続的な貸付取引である本件取引においては、同取引継続中は当該充当合意が法律上の障害になるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。したがって、当該充当合意を含む本件基本契約に基づく継続的な貸付契約である本件取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなどの特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成21年1月22日第一小法廷判決民集63巻1号247頁参照）。そして、本件においては、上記特段の事情があることについて、被控訴人の主張立証はない。

そうすると、本件取引において生じた過払金返還請求権の消滅時効の起算日は、第3取引の終了した平成25年8月1日と認められるから、10年の時効期間は未だ経過していないことになる。

したがって、消滅時効に係る被控訴人の主張は採用することができない。

### 3 争点2について

- (1) 貸金業者が制限超過部分を利息の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得したものとして、民法704条の悪



意の受益者であると推定されるものというべきである（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

- (2) 被控訴人は、第3取引の開始に当たり17条書面を交付した旨主張し、その書面として乙2のご利用明細書を提出する。

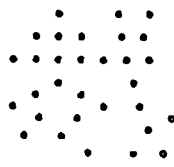
しかしながら、乙2のご利用明細書の内容は、貸金業法17条1項所定の事項をもれなく記載したものと認めることはできず、他に、17条書面を交付したことを認めるに足りる証拠はない。そして、被控訴人は、第1取引及び第2取引について、貸金業法43条1項の適用が認められる旨の主張立証をしていない。

- (3) 以上によれば、被控訴人につき前記(1)の特段の事情があることを認めるに足りる証拠はないから、被控訴人は、第1取引ないし第3取引における過払金につき、それぞれ制限超過部分の利息の支払を受けて過払金が発生した時から、悪意の受益者として、民法704条前段に基づき、民法所定の年5分の利息の支払債務を負うものである。

#### 4 充当の結果

控訴人が本件取引において利息の弁済として払った金員のうち、制限超過部分を順次本件取引における借入金債務に充当して計算すると、原判決別紙1のとおりとなる。したがって、被控訴人は、控訴人に対し、234万7259円の過払金及びこれに対する平成25年8月1日までの発生済みの利息31万4282円並びに同過払金に対する同月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払義務を負う。

- 5 以上によれば、控訴人の請求は全部理由があるからこれを認容すべきところ、これを一部棄却した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決中控訴人の敗訴部分を取り消した上、同部分に係る控訴人の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

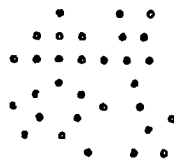


東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 青 野 洋 士

裁判官 貝 原 信 之

裁判官 小 田 正 二



これは正本である。

平成28年5月24日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官 松井亜香子

